

審 査 基 準

令和 4 年 5 月 13 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第107条の 7 第 3 項
処 分 の 概 要：国外運転免許証の交付
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第107条の 7 第 1 項及び第 2 項（国外運転免許証の交付） 道路交通法施行規則第37条の 8（国外運転免許証の交付）、第37条の 9（国外運転免許証交付申請書）、第37条の10（国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：1 日（行政庁の休日は含まない。） 唐津警察署は20日
申 請 先：佐賀県警察本部交通部運転免許課免許係又は唐津警察署交通課
問 い 合 わ せ 先：佐賀県警察本部交通部運転免許課免許係又は唐津警察署交通課 運転免許課 電話0952-98-2220 内線220
備 考：